

指定管理者施設における労働環境モニタリング結果について

今年度実施した指定管理者施設における労働環境モニタリングについて、以下のとおり報告する。

1 目的

指定管理者施設が適正な労働環境のもとに管理運営されることにより、区民に対する良質の公共サービスを安定的に提供するため、社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施する。

2 調査対象

以下5施設を対象に、書類調査、現地及び本部調査ヒアリングを実施した。

No.	施設名	事業者名	所管課
1	かみさぎこぶし園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	障害福祉課
2 (※)	平和の森公園	日本体育施設株式会社	スポーツ振興課
3	キリンレモンスポーツセンター	株式会社東京アスレティッククラブ	
4	南部スポーツ・コミュニティプラザ	株式会社東京アスレティッククラブ	
5	南部スポーツ・コミュニティプラザ（プール部門の管理・運営）	株式会社プロスペック	

※平和の森公園にかかる指定管理者との連絡調整事務は、スポーツ振興課が実施している。（施設の所管は公園課）

3 調査結果

6項目にわたる評価の結果、社会保険労務士から事業者に対して労働環境の整備に向けた改善提案が行われ、事業者から改善計画が提出された。

詳細は、別紙「主な改善提案及び事業者の改善計画」のとおり。

主な改善提案及び事業者の改善計画

評価項目	主な改善提案	事業者の改善計画
1 雇用契約と協定等	○労働条件通知書の法定項目について 雇用契約書（労働条件通知書）に法定項目の一部の記載がなかった。雇用契約書（労働条件通知書）に法定項目を追加すること。	【A施設】 次回契約更新時（令和5年2月から3月頃）までに、労働条件通知書兼雇用契約書に明記する。 【B施設】 令和5年4月末までに、未記載の法定項目につき雇用契約書に追加記載する。
2 関係 安全衛生	○健康診断について すべての労働者に対して、雇い入れ時の健康診断を、実施していない。常時使用する労働者を雇い入れる時は、医師による健康診断を実施すること。	次回、常時使用する労働者を雇い入れる時は、医師による健康診断を実施する。
3 労働時間	○年次有給休暇について パートタイム労働者の付与されるべき年次有給休暇の付与日数が法定基準を満たしていない。週所定労働日数および勤続年数に応じ、正しい日数を付与すること。	令和5年4月末までに、パートタイム労働者の付与されるべき年次有給休暇の付与日数につき、内容を精査し適正な付与とする。
4 給与	○規程にない手当の支払いについて 賃金規程にない手当が雇用契約書により支払われ、雇用契約書にもない手当も支払われている。全ての手当を賃金規程に明記すること。	令和5年3月までに、賃金規程に定めのない手当をすべて賃金規程に規定を変更するか、手当そのものを廃止する。
5 各種保険加入手続	○社会保険・雇用保険への加入時期について 労働時間が加入要件として定められた時間を超える状態が続き、加入要件を満たしていても、加入していないケースがあった。労働時間が増えた場合は、所定労働時間を明記した雇用契約を作成し、遅滞なく社会保険・雇用保険の加入手続を行うこと。	今後、加入要件を満たす労働者の発生時には、遅滞・例外なく手続する。

評価項目	主な改善提案	事業者の改善計画
6 法定帳簿等の整備	<p>○賃金台帳の法定事項について</p> <p>賃金台帳に法定の記載事項の一部の記載がなかった。賃金台帳に正しく記載すること。</p>	<p>【A施設】</p> <p>令和4年11月25日までに、賃金台帳作成にあたり使用している給与計算ソフトに項目を設定して、表示させるようにした。</p> <p>【B施設】</p> <p>令和5年4月末までに、速やかに賃金台帳に記載する。</p>